

平成28年10月5日  
航空局日本貨物航空株式会社に対する嚴重注意について  
～安全運航のため厳格に指導監督を行って参ります～

日本貨物航空株式会社において、不適切な整備作業が実施されていたと認められましたので、航空局は本日付で同社に対して嚴重注意を行い、必要な再発防止策を検討の上報告するよう指示しましたのでお知らせします。

## (事案の概要)

- ・日本貨物航空株式会社より、ボーイング式747-8F型JA18KZ号機について、不適切な整備作業を実施して運航していたと平成28年9月21日に航空局に報告があった。
- ・航空局が同社に対して詳細な調査を指示した結果、エンジンの空冷配管の取り付けボルトの整備に関して、複数の整備従事者が、作業の実施方法の決定、作業工程の管理、検査の実施など一連の整備作業の実施及びこれに係る整備記録の作成について、国土交通大臣の認可を受けた業務規程及び整備規程によらないで行うとともに、航空法第19条第1項（同法第10条第4項の基準に適合すること）の確認の未実施及び事実と異なる確認を度重ねていたことが明らかとなった。

航空局としては同社において再発防止が確実に図られ安全運航のための体制が維持されるよう、引き続き厳格に指導監督を行って参ります。

添付資料：日本貨物航空株式会社に対する嚴重注意文書

## 問い合わせ先

国土交通省航空局安全部航空事業安全室

首席整備審査官 成澤(内線:50144)、主幹整備審査官 山内(内線:50381)

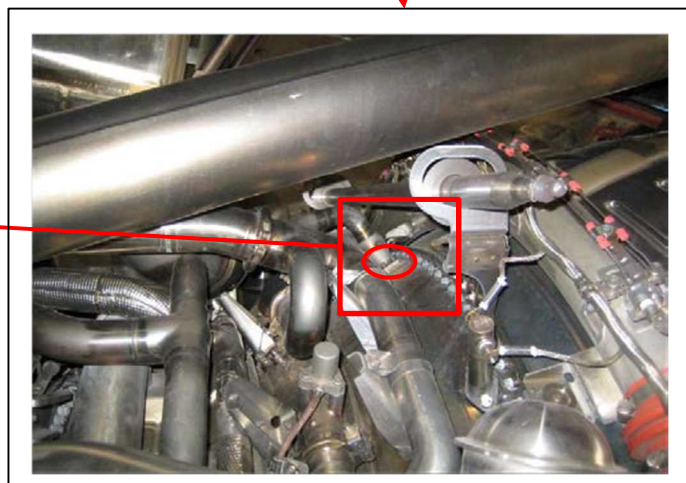
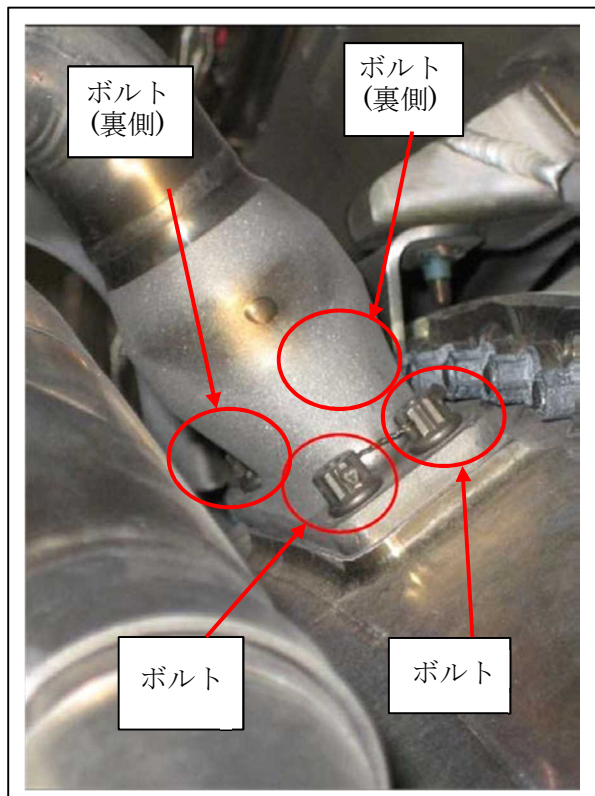
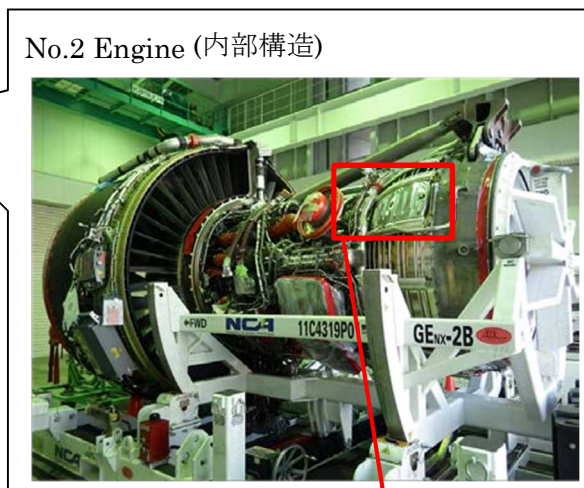
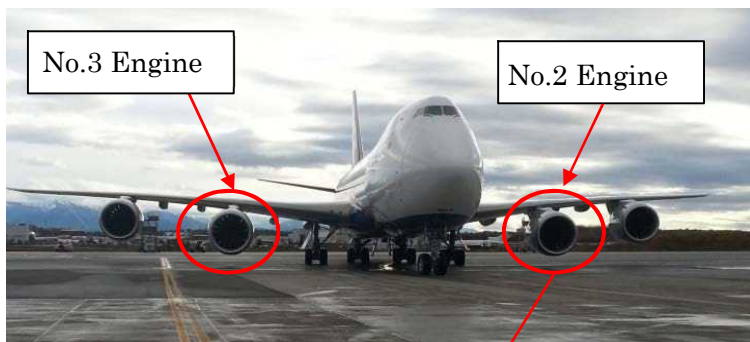
直通：03-5253-8732

国土交通省航空局安全部航空機安全課（認定事業場関係）

首席航空機検査官 柳澤(内線:50213)、課長補佐 吉田(内線:50215)

直通：03-5253-8735

# エンジンの空冷配管の取り付けボルトの位置



注) 当該冷却配管は、エンジンの燃費を向上させる目的で設置されているものである。